

松阪市子ども発達総合支援施設公開設計競技 審査講評

平成 26 年 8 月 1 日

松阪市子ども発達総合支援施設公開設計競技審査委員会
委員長 毛利 志保

◇審査経緯について

平成 26 年 4 月 10 日子ども発達総合支援施設公開設計競技の公告をした。5 月 26 日には 52 者からのエントリーがあり、5 月 29 日の一次提案図書締切には、東京から山口まで 48 者の提出があった。

◆一次審査

6 月 15 日に審査委員全員の出席にて一次審査を行った。

主な論点は、当該立地にふさわしい外観や、敷地に対する建物の配置についてであった。特に配置については、屋外空間の確保（集中か分散か）や部門間の独立性による類型化を行い、型別の特性について検討した。

その後、特に各エリアの機能連関および開放性について 1 点ずつ詳細に議論し、その結果、登録番号 003、045、070、083、145、149 の計 6 者を二次審査対象と決定した。

結果発表は 6 月 19 日に行った。

◆二次審査

7 月 14 日の二次提案書締切は 6 者全者から提出があり、7 月 27 日二次審査のプレゼンテーションおよび質疑、公開市民ヒアリングを行った。

市民 72 人の参加があり、1 者あたり提案書説明を 15 分、審査委員による質疑を 10 分、個別に実施した後、市民によるヒアリングを行った。

市民によるヒアリングについては、関係団体の長や地元の設計者等から、省エネおよび材料調達を問う質問が投げられた。

その後、審査委員による審査が行われ、質疑を踏まえた各提案の特徴について再度議論が行われた。判断にまだ迷いも多く推薦投票が困難という意見もあったため、非推薦 2 点について投票が行われた結果、全員（6 票）と 5 票が入った 2 者が対象から外されることとなった。更に縷々長短について議論を行いつつ、改めて公開設計競技説明書との整合性も検討した。すなわち、各所要室の面積要件や所要室間の関係について、修正可能性の難易度も含めた検討であり、困難性の高い内容について確認を行った。

その議論を通し共通認識が進み、各審査委員が口頭にて推薦順位を1～3位まで表明するに至った。その結果、4名が1位に推薦した149番を最優秀作品とし、70番を次点、145番を佳作と決定した。

◇総評

敷地条件が少し厳しかったこともあり、応募案については各部門の連関方法および屋外空間の確保の点から、中庭型、分棟型、中廊下型等、概ねいくつかの類型に整理できた。中庭型配置が最も多く、一方で行灯部屋が多く発生する類型については審査対象から外した。また、駐車場については、アクセス容易であることから西側に集中確保するタイプが最も多かった。

一方で、子ども発達総合支援施設での運営や利用者・保護者の活動に対する理解にはばらつきがあり、それらが各所要室の配置にも表れていたといえよう。

◆各提案講評

登録番号 149 株式会社サードパーティー級建築士事務所（最優秀賞）

全平屋で所要室を造形的に分節化させることで全体として集落の様相をつくり、回遊性の確保と個別性を演出した計画である。

分節化のシステムに柔軟性があり、将来的な運営の変化にも対応しやすい計画であることが評価された。また、療育施設の性格については比較的良好に理解をしていることが平面計画にも表れており、運営者・利用者との良好な関係構築も期待された。

ただ、課題はいくつかある。まず、回遊性と個別性の矛盾である。外観は個別性を強調した形態であるが、内部から認識できるのか。また、小規模な勾配屋根がいろいろな形で連っており、施工時には雨仕舞い等相当の注意を必要とする。更に、小規模な中庭を多く持った計画であり、メンテナンスの困難さが予想されるとともに児童の運動空間として必ずしも十分な広さの園庭が確保されていないのではないかという危惧がある。こうした点については、基本設計・実施設計を通し十分な見直しを期待したい。

登録番号 070 株式会社 アルファヴィル一級建築士事務所（優秀賞）

部門間の独立性を高め、それぞれの居場所としての質を重視した計画である。運営者からみた実現性、各所要室と密接に関連付けられた園庭とともに、施設全体を有効利用した設備・省エネ計画の考え方が評価された。一方で、事務室や厨房の配置や西側立面の扱いなど課題も多く指摘されたが改善可能な範囲であるという判断もあり、可能性を加味し次点とした。

登録番号 145 株式会社 中建設計（佳作）

最も特色ある提案であった。訓練エリアを 2 階とし、そこからつながる屋外回廊を確保した計画である。敷地に余裕ができ、屋外回廊での訓練の幅が広がる可能性、1 階の幅広の廊下や交流広場でのアクティビティの可能性などが評価された。しかし、訓練エリアにおける運営上の困難さ、交流広場における屋根のイメージの曖昧さが課題となった。

登録番号 003 株式会社 三上建築事務所

全体の造形のバランスとしては多くの委員から評価されたが、各所要室の面積が要項に比して小さいわりに面積が大きいこと、運営に不向きなプロポーションの所要室が散見されたことから、この形態・コンセプトを維持したままでは修正は困難であるという判断で特定されるに至らなかった。

登録番号 045 株式会社 都市造形研究所

比較的面積を抑えた提案であり、避難計画の適切さや要項に基づく各所要室への配慮など評価を受けたが、事務室の奥まった配置、やや中途半端な屋根の分節化、エントランスホールの開放性のなさに対して支持が得られなかったことから、特定されるに至らなかった。

登録番号 083 株式会社 菅匡史建築研究所

チムニーを持つ屋根をテーマとしたシンボル性のある造形が評価される一方で、天井全面に格子状の木組の現しは、施設の性格上過剰ではないか、また、チムニーの配置が機能空間と必ずしもリンクしていないことからシンボル性に疑義が出され特定されるに至らなかった。